第1章 設立に関する基本的事項

(目的)

第1条 (仮称)横須賀市・三浦市消防広域化協議会(以下「協議会」という。)は、 消防組織法第34条(昭和22年法律第226号)の規定に基づく広域消防運営計画の 作成等、消防の広域化の推進に係る諸事項について協議することを目的とする。 (構成団体)

第2条 協議会は、横須賀市及び三浦市(以下「構成市」という。)をもって構成する。

(協議会の事務)

- 第3条 協議会は、次の事務を行う。
 - (1) 広域消防運営計画の作成に関すること。
 - (2) 消防広域化にかかる調査及び研究に関すること。
 - (3) その他、消防の広域化の検討に関すること。

第2章 組織

第1節 構成等

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、横須賀市長をもってあて、副会長は、三浦市長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員)
- 第5条 委員は、構成市の消防長をもってあてる。

(協議会の機関)

第6条 協議会に、総会、関係部長委員会及び協議会事務局を置く。

第2節 総会

(総会)

第7条 総会は、協議会の事務に係る協議を行う。

(招集)

第8条 総会は、会長が招集する。

(運営)

- **第9条** 総会は、会長、副会長及び委員を合わせた人数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 2 会長は、総会の議長となる。
- 3 総会には、総会に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 4 総会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

第3節 関係部長委員会

(組織)

- 第10条 関係部長委員会は、次の会員をもって組織する。
 - (1) 構成市において広域行政を所管する部の部長
 - (2) 構成市において、次条に規定する協議及び調整に必要となる部の部長 (所掌事務)
- 第11条 関係部長委員会は、総会に報告する事項に関する協議及び調整を行う。

(委員長等)

- 第12条 関係部長委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、横須賀市消防局長をもってあて、副委員長は、三浦市消防長をもってあてる。
- 3 関係部長委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員長は、関係部長委員会の議長となる。
- 5 第9条2項から第4項までの規定は、関係部長会議の運営に準用する。

(幹事会及び専門部会)

- **第13条** 関係部長委員会に、専門的事務の整理を行い、効率的かつ円滑に協議を進める ため、幹事会を置く。
- 2 関係部長委員会に、必要な資料の収集、整理その他の作業を行うため、専門部会を 置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4節 協議会事務局

(組織)

- 第14条 協議会事務局(以下、「事務局」という。)は、横須賀市消防局総務課職員 及び三浦市消防本部総務課職員を事務局員として組織する。
- 2 事務局に、事務局長及び副局長を置く。
- 3 事務局長は、横須賀市消防局総務課長をもってあて、副局長は、三浦市消防総務課 長をもってあてる。

(所掌事務)

- 第15条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 協議会の運営管理及び構成市間の連絡調整に関すること。
 - (2) 協議会の事務に係る資料の作成に関すること。
 - (3) 協議会の会議に関すること。
 - (4) 協議会の庶務に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項 (事務所の位置)
- 第16条 協議会事務局は、横須賀市消防局内に置く。

第3章 補則

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。